

入居住宅に関する状況通知書

(不動産媒介業者等記入欄 ※申請者本人が記載した場合、書類として原則無効となります。)

本人記入欄以外は、不動産媒介業者等や大家さんに全て記載いただく書類です。申請者本人が記載した場合、書類として原則無効となります。

入居している住宅に関する概要等について通知します。  
貸借契約書上に記載のある貸主や不動産媒介業者等がご記入ください。

こちらにご記入いただいたご住所に、決定通知書の写し等書類を送付いたします。

令和 年 月 日

不動産媒介業者等（決定通知書の送付先）

(商号又は名称)

フリガナ

(代表者名)

(所在地) 〒

(代表者等) 氏名

所属

(電話番号)

貸主が記入する場合は、氏名、所在地、電話番号のみを記載してください。

(暴力団員等と関係性を有しないことの確認事項)

生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル第7の

「暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年

不動産媒介業者等」でないこと

契約名義人名ではなく、申請者名をご記入ください。

入居者

フリガナ  
氏名

(契約名義人ではなく申請者名)

生年月日

年 月 日

同居状況(世帯人数)

単身・複数(名)

年 月 日

申請者ご本人を含め、世帯全員の人数をご記入ください。

所在地

賃料

円(共益費等は除く)

共益費および管理費を除いた「賃料」をご記入ください。

★欄の名称と振込先名義が異なる場合、賃貸借契約書上で関係性の確認が必要となります。確認が取れない場合は、記載の振込口座で間違いのない旨の申立書等を、★欄の不動産媒介業者等が作成し別途ご提出ください。

(例：管理会社・保証会社である等)

振込口座 (上記の不動産媒介業者等と口座名義が異なる)

住居確保給付金の振込先

貸主又は貸主から委託を受けた事業者等

フリガナ

口座名義

支店名

口座種別

普通・当座

口座番号

こちらにご記入いただいた口座に給付金をお振込いたします。

(住居確保給付金支給申請者 本人記入欄 ※申請者本人が記載してください。)

入居している賃貸住宅は上記のとおりです。私の個人情報、住居確保給付金の支給を行うために必要となる範囲内で、都道府県等、公共職業安定所、社会福祉協議会及び自立相談支援機関(ぷらっとホーム世田谷)の間で相互利用されることについて同意します。住居確保給付金の支給は、原則として、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込まれることにより、私への支給となることについて同意します。

令和 年 月 日

こちらは、以上の内容を申請者ご本人が確認後に、ご自署をいただく欄です。

氏名

住所

電話番号

(注意事項)

住居確保給付金支給申請者は、賃貸住宅の賃貸借契約の写しを添付して、この通知書をぷらっとホーム世田谷（自立相談支援機関）に提出してください。

(参考) 生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル (抄)

第7の13(3)I. 暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等の排除

暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）と関係を有する不動産媒介業者等であることが確認された場合は、当該不動産媒介業者等に対し、当該不動産媒介業者等が発行する「入居（予定）住宅に関する状況通知書（様式2-1）、（様式2-2）」を受理しない旨を書面により通知し、以後、「入居（予定）住宅に関する状況通知書（様式2-1）、（様式2-2）」を受理しないものとする。

なお、暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等とは次のいずれかに該当するものをいう。

- ① 法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者（以下、「役員等」という。）のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- ② 個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- ③ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用するおそれのある不動産媒介業者等
- ④ 暴力団員等がその事業活動を支配する不動産媒介業者等
- ⑤ 暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産媒介業者等
- ⑥ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしている不動産媒介業者等
- ⑦ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している不動産媒介業者等
- ⑧ 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している不動産媒介業者等
- ⑨ 暴力団員等である個人、又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知りながら、不当に利用するなどしている不動産媒介業者等

[暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。]